

協有する事、之代表委員候補者は既に合意に於て
最上と略言大に詮衡するものとして信託團體各自に合意の
意向を徴して、何れに拘らず一部は海員はもとより、獨断的
に委員を推薦して承諾を強要せんとするに至る事甚だ可哀
三、神戸海員協会の幹部が何等条件に因り候存否、立場に因り
に如何に主事部外氏を推薦し依違し海員救済会等
主任を首下各團體委員より山根武夫、村井保、矢野
久次郎、谷氏候補者として推薦すべし否を旨として、又
竹尾の意向と旨に來住し暗中押迫して、其の事果行する事
且、その手段が如何に華盛頓の決議に照準し出されしこと
日の決まらば、一破極なる意向を實現し、幹部を獨断
的推薦す大田西子即氏を推定せんと要する事一

四、形式として、近藤郵船社長を巴里に據り、地方の社長を以て
アールと云ふ如く、被保護信託會社と當面と旨に關係を通じ
大田が海員監督を兼任せしむ、海員監督を「アール」とし、
海員監督の人格を重視し、獨断的に決定し、海員監督は、
又受けつゝ、事情行する事、五、一部海員が互に復讐、術策
を弄し、之を救済委員と面見する希望を實現し、之を以て
郵船監督の委員が承諾せしむる事、海員は、其の推薦す
輕きに承諾せしむる事、海員は、仗在せる事、六、海員
事、六、陸上方働と海上方働とを旨に、其の推薦す
陸上方働の問題を五に考へ、常に煽動的行動を所し、
七、一部海員が健康なる故、其の恩恵を被る事、
八、海員が委員が、其の恩恵を被る事、九、海員が、
其の恩恵を被る事、十、海員が、其の恩恵を被る事、